

基準その1

日野市町名整理施行基準

(49年7月・49年11月・51年7月)

1. 町割の方式

町割の方式には路線式町割(別図1-1)、街郭式町割(別図1-2)、結合式町割(別図1-3)の3種類がある。いずれの方式においても町割の基礎となるものは道路であり、またその道路の形状により左右される。

町界は、道路・河川・鉄道等の永久性ある公共物をもって定めるのが通常であるが、当市には不規則な道路が多く一方式を全区域に採用することは不可能である。よって原則として「街郭式町割」とし地区の実情により「結合式町割」を併用する。

2. 町の組織

「集合式」と「単独式」があるが原則として「集合式」とする。「集合式」とは、日野市〇〇町1丁目・2丁目というように、連続した丁目の区域をもって、一体の町を形作ることをいいます。

「単独式」は、丁目をもたない町であり、この場合は一つ一つの独立した町名をつける。

3. 町及び丁目の大きさ

町及び丁目の大きさを規定する要素は、一つの地域団体としての町の機能が十分果たされ活動できることにあるので、大きすぎても、小さすぎても困るが、当市の性格・形態・当該地域の用途地域別・人口・家屋の密度などを勘案し、一定の基準によって定めなければならないが、大体次の基準による。

1) 丁目の大きさ

土地の用途	丁目の面積 (㎡)	丁目の面積(ha)
商業地域	100,000~150,000 ㎡	10~15ha
住居地域	150,000~200,000 ㎡	15~20ha
工業公園地域	200,000~250,000 ㎡	20~25ha

なお、この基準によりがたい場合は隣接地域の状況及び将来の発展性などを考慮して定める。

2) 町の大きさ

町の区域は、最大6丁目をもって組織することを原則とする。

4. 町及び丁目の境界

町界を定める場合は、境界を単純明瞭にするために道路・河川・鉄道等の不変性のものを選んでこれにあて、丁目境は明確な道路等を利用し、境界の鮮明を期する。

5. 町界線の所在

町界線の所在は道路(私道を含む)・河川の場合には、東側の側線及び南側の側線とする。(別図2-1) 鉄道軌道の場合は周囲の状況により適宜な側の側線とする。(別図2-2) 崖地の場合は法下とする。(別図2-3)

6. 丁目の起点及び配列

起点は市民にわかりやすいところをその起点とし、東にこれを置き、西へ行くにつれて丁目の数を加えることとする。

また、配列は一系列の「放射式」とし、やむを得ない場合は一系列の「環状式」とする。環状式による場合の付番は右廻りとする。

7. 町名の選択

町名の選択については、関係住民の最も大きな関心を持つものであるから、その意向を尊重する。市内で同一の名称、又はまぎらわしい類似の名称を生じないようにし、歴史・伝統・文化の上で由緒ある名称や親しみ深く簡明で、語調の良いものなどを選択する。

別 図

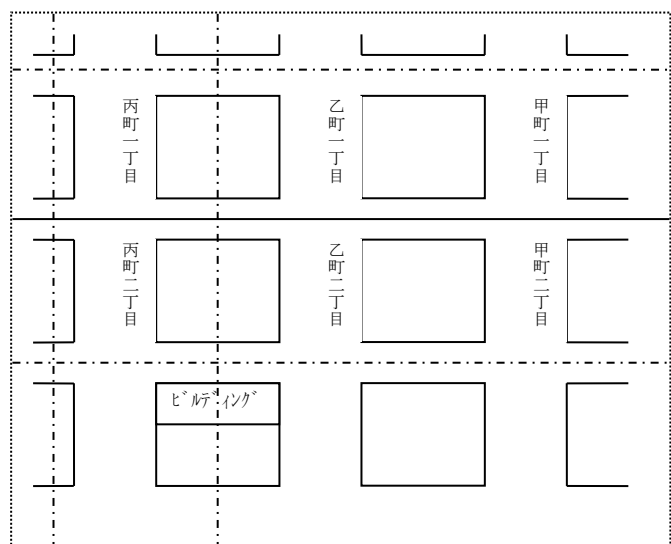
1. 町割の方式

図 1-1

イ 路線式町割

図のように主要道路に沿った敷地を持って町を構成するものをいう。町割の方法としては最も簡単なものであるが、図のようにビルディングが建築された場合、その建物は両町にまたがるという欠点がある。

(宅地界が町界となる)

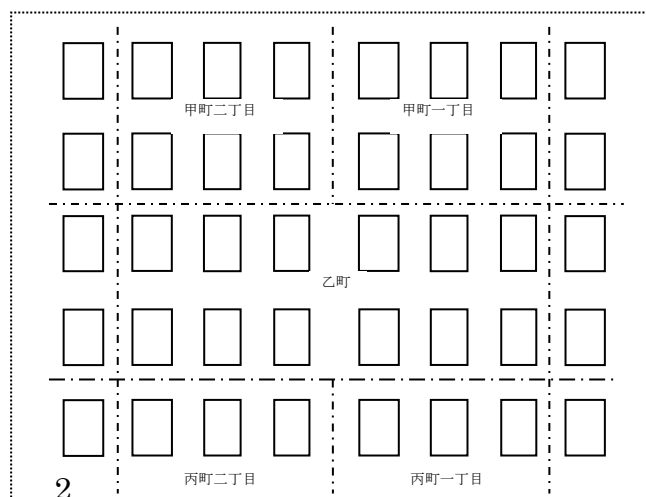


ロ 街郭式町割

図 1-2

1 または 2 以上の街郭(街区、ブロック)をもって構成する町をいう。

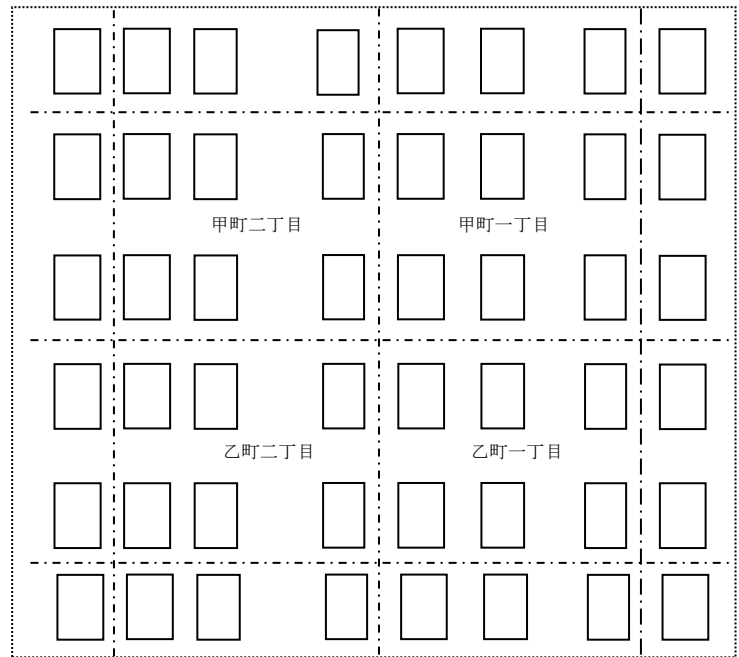
(町界は主要道路・河川等)



ハ 結合式町割

路線式を加味した街郭式にして、路線式と街郭式の結合であることからこう呼ばれる。街郭式が町界を主要道路とするのに対し、結合式の町界は補助道路等で切られる。

図1-3



2. 町界線の所在 (町界線 - - - - -)

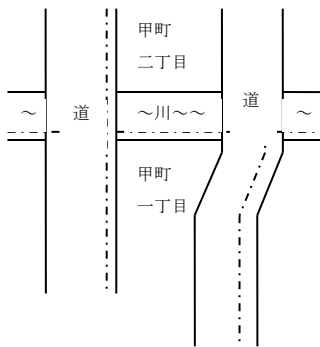


図2-1

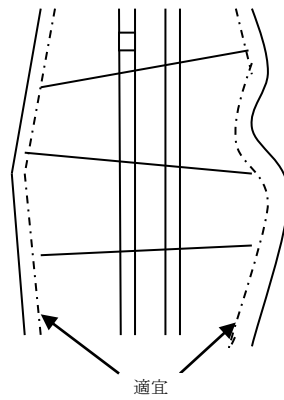


図2-2

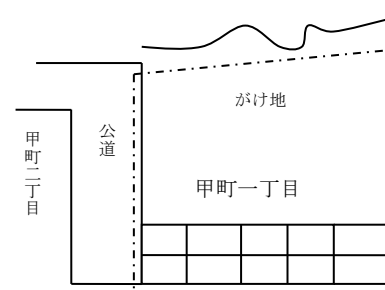


図2-3

基準その2

地番整理施行基準

1. 地番方式

地番の方式として回転式、蛇行式、奇遇振分式、奇遇連続千鳥式があるが、実施区域の内区画整理事業が未完了の区域は道路、水路、その他の公有物が曲折して不規則であるので、方式は蛇行式を採用せざるをえない。しかし既開発地においてはその地区に適応した方式による。

(1)回転式

回転式は、地番区域の東端に1番を置いて、右回転するものをいう。

(2)蛇行式

道路または水路その他が曲折して、地番の道路が蛇のように進むに似た軌跡を示したもの。

(3)奇遇振分式

この方式は、枢軸道路に沿ってその片側を偶数地番とし、反対側を奇数地番とする。

(4)奇遇連続千鳥式

この方式は、奇数と偶数が連続して欠番がなく、地番全部が千鳥連鎖であるから、住所が知りやすい。東京都、大阪、名古屋、横浜等でこの方法を採用している。

(5)平行式

平行式とは、主要街路に沿い、これに直交してその進路の平行するものをいう。

2. 地番区域

地番の区域は不動産登記法施行令第1条及び第2条に下記のとおり規定されているのでこれによる。

- ・地番の区域は市、区、村、字またはこれに準ずる地域をもって定める。
- ・地番は地番区域ごとに起番して定める。
- ・地番は土地の位置がわかりやすいように定める。

3. 地番の定め方

おおむね5,000㎡(約1,500坪)をもって一個の親地番とし、一地番内に数筆ある場合は、親番に1, 2, 3等の枝番をつける。

4. 地番の起点及び進路

東に起点を置き、進路は一定の方式による。(前ページ参照)

5. 枝番の起点及び進路

東に起点を置き、進路は右回転を原則とする。

6. 地番の呼称

呼び方は、「何町何丁目内番地の何」とする。